平成２２年（フ）第２１７９号
福岡市早良区有田団地10番101号
債務者　柴田　裕也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８号
福岡県久留米市山川町1472番地４　レオパレスエスポワールⅡ104号
債務者　堺　　正敏
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７１号
福岡県久留米市大石町414番地４
債務者　田中すえ子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１４号
福岡県久留米市上津町1907番地４
債務者　鶴賀　美樹
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１５号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11
債務者　岩男　嘉文
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５１２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目５番13号
債務者　吉元　秀一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９号
北海道浦河郡浦河町緑町96番地の19
債務者　山崎知恵美（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
北海道苫小牧市明野元町２丁目14番27号
ユーハイムヴィラ201
債務者　野澤　雄三
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０６号
北海道苫小牧市明野元町２丁目14番27号
ユーハイムヴィラ201
債務者　野澤　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０８号
北海道苫小牧市新中野町２丁目12番３号
コーポひで
債務者　小川　　長
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１０号
北海道苫小牧市柏木町１丁目17番18号
債務者　桜井　陽司
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４２号
山梨県甲府市大里町4137番地１―23号
債務者　山本　清三
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
山梨県甲府市後屋町554番地１
債務者　岩田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
山梨県甲府市後屋町690番地シャーメゾンＣ―102
債務者　岩田　光治
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
山梨県山梨市南1194番地３
債務者　土屋　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
山梨県北杜市須玉町若神子126番地　須玉第三ハイツ602号
債務者　網倉　　通
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
山梨県甲府市和戸町996番地１ルクソールⅠ―107
債務者　奥倉真智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係